

広島県告示第六百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 三原病院下地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
三原市		中之町六丁目			一〇〇四番一	標柱一号
					一〇一三番一	標柱二号
		中之町北			一〇一六番一	標柱三号及び四号